

## 「通所介護（デイサービス）」料金表

令和6年4月改定分

対象事業所 大和郡山市：あすなら苑

上記事業所の地域区分は「6級地」で1単位あたりの単価は **10,27円**

### ①大規模（Ⅱ） 2時間以上3時間未満

要介護区分	単位数	利用料金	自己負担額		
			1割負担	2割負担	3割負担
要介護1	253単位	2,598円	260円	520円	780円
要介護2	290単位	2,978円	298円	596円	894円
要介護3	328単位	3,368円	337円	674円	1,011円
要介護4	365単位	3,748円	375円	750円	1,125円
要介護5	403単位	4,138円	414円	828円	1,242円

### ②大規模（Ⅱ） 3時間以上4時間未満

要介護区分	単位数	利用料金	自己負担額		
			1割負担	2割負担	3割負担
要介護1	345単位	3,543円	355円	709円	1,063円
要介護2	395単位	4,056円	406円	812円	1,217円
要介護3	446単位	4,580円	458円	916円	1,374円
要介護4	495単位	5,083円	509円	1,017円	1,525円
要介護5	549単位	5,638円	564円	1,128円	1,692円

### ③大規模（Ⅱ） 4時間以上5時間未満

要介護区分	単位数	利用料金	自己負担額		
			1割負担	2割負担	3割負担
要介護1	362単位	3,717円	372円	744円	1,116円
要介護2	414単位	4,251円	426円	851円	1,276円
要介護3	468単位	4,806円	481円	962円	1,442円
要介護4	521単位	5,350円	535円	1,070円	1,605円
要介護5	575単位	5,905円	591円	1,181円	1,772円

### ④大規模（Ⅱ） 5時間以上6時間未満

要介護区分	単位数	利用料金	自己負担額		
			1割負担	2割負担	3割負担
要介護1	525単位	5,391円	540円	1,079円	1,618円
要介護2	620単位	6,367円	637円	1,274円	1,911円
要介護3	715単位	7,343円	735円	1,469円	2,203円
要介護4	812単位	8,339円	834円	1,668円	2,502円
要介護5	907単位	9,314円	932円	1,863円	2,795円

⑤大規模（Ⅱ） 6時間以上7時間未満

要介護度	単位数	利用料金	自己負担額		
			1割負担	2割負担	3割負担
要介護1	543単位	5,576円	558円	1,116円	1,673円
要介護2	641単位	6,583円	659円	1,317円	1,975円
要介護3	740単位	7,599円	760円	1,520円	2,280円
要介護4	839単位	8,616円	862円	1,724円	2,585円
要介護5	939単位	9,643円	965円	1,929円	2,893円

⑥大規模（Ⅱ） 7時間以上8時間未満

要介護区分	単位数	利用料金	自己負担額		
			1割負担	2割負担	3割負担
要介護1	607単位	6,233円	624円	1,247円	1,870円
要介護2	716単位	7,353円	736円	1,471円	2,206円
要介護3	830単位	8,524円	853円	1,705円	2,558円
要介護4	946単位	9,715円	972円	1,943円	2,915円
要介護5	1,059単位	10,875円	1,088円	2,175円	3,263円

⑦大規模（Ⅱ） 8時間以上9時間未満

要介護区分	単位数	利用料金	自己負担額		
			1割負担	2割負担	3割負担
要介護1	623単位	6,398円	640円	1,280円	1,920円
要介護2	737単位	7,568円	757円	1,514円	2,271円
要介護3	852単位	8,750円	875円	1,750円	2,625円
要介護4	970単位	9,961円	997円	1,993円	2,989円
要介護5	1,086単位	11,153円	1,116円	2,231円	3,346円

⑧時間延長加算料金（要介護1～5共通）

延長時間	単位数	利用料金	自己負担額		
			1割負担	2割負担	3割負担
9時間以上10時間未満	50単位	513円	52円	103円	154円
10時間以上11時間未満	100単位	1,027円	103円	206円	309円
11時間以上12時間未満	150単位	1,540円	154円	308円	462円
12時間以上13時間未満	200単位	2,054円	206円	411円	617円
13時間以上14時間未満	250単位	2,567円	257円	514円	771円

※所要時間7時間以上9時間未満のサービスに連続して、日常生活上の世話を行った場合に算定されます。

## 2. 加算サービス（減算）

加算サービスの種類	単位数	利用料金	自己負担額		
			1割負担	2割負担	3割負担
入浴介助加算(Ⅰ)/1日につき	40単位	410円	41円	82円	123円
入浴介助加算(Ⅱ)/1日につき	55単位	564円	57円	113円	170円
中重度者ケア体制加算/1日につき	45単位	462円	47円	93円	139円
生活機能向上連携加算(Ⅰ)/1月につき※3月に一回	100単位	1,027円	103円	206円	309円
生活機能向上連携加算(Ⅱ)/1月につき	200単位	2,054円	206円	411円	617円
個別機能訓練加算(Ⅰ)イ/1日につき	56単位	575円	58円	115円	173円
<b>個別機能訓練加算(Ⅰ)ロ/1日につき</b>	<b>76単位</b>	<b>780円</b>	<b>78円</b>	<b>156円</b>	<b>234円</b>
個別機能訓練加算(Ⅱ)/1月につき	20単位	205円	21円	41円	62円
ADL維持等加算(Ⅰ)/1月につき	30単位	308円	31円	62円	93円
ADL維持等加算(Ⅱ)/1月につき	60単位	616円	62円	124円	185円
認知症加算/1日につき	60単位	616円	62円	124円	185円
若年性認知症受入加算/1日につき (認知症加算算しない場合のみ)	60単位	616円	62円	124円	185円
栄養改善加算/1回につき(月2回限度)	200単位	2,054円	206円	411円	617円
栄養アセスメント加算/1月につき	50単位	513円	52円	103円	154円
口腔・栄養ケア加算(Ⅰ)/1回(6月に1回を限度)	20単位	205円	21円	41円	62円
口腔・栄養ケア加算(Ⅱ)/1回(6月に1回を限度)	5単位	51円	6円	11円	16円
口腔機能向上加算(Ⅰ)/1回につき(月2回限度)	150単位	1,540円	154円	308円	462円
口腔機能向上加算(Ⅱ)/1回につき(月2回限度)	160単位	1,643円	165円	329円	493円
科学的介護推進体制加算/1月につき	40単位	410円	41円	82円	123円
送迎減算(送迎を行わない場合)/片道	-47単位	▲482円	▲49円	▲97円	▲145円
サービス提供体制強化加算(Ⅰ)/回	22単位	225円	23円	45円	68円
サービス提供体制強化加算(Ⅱ)/回	18単位	184円	19円	37円	56円
サービス提供体制強化加算(Ⅲ)/回	6単位	61円	7円	13円	19円

※上記の加算の適用は利用者への提供サービスの内容や事業所の体制等によって異なりますので、加算をつける場合には事前に説明させていただきます。

### 【その他の減加算】

<b>高齢者虐待未実施減算</b>	<b>所定単位数に1.0%を乗じた単位数</b>
介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	所定単位数に5.9%を乗じた単位数
介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)	所定単位数に1.2%を乗じた単位数
介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)	所定単位数に1.0%を乗じた単位数
介護職員等ベースアップ等支援加算	所定単位数に1.1%を乗じた単位数

※所定単位数…1ヶ月間に利用した基本サービスと加算サービスの単位数の合計です。

※介護職員処遇改善加算…介護職員の処遇を改善するために賃金改善や資質の向上等の取組みを行う事業所に認められる加算です。

※介護職員等特定処遇改善加算…2019年10月からの消費税率引き上げに伴い、処遇改善のための特定処遇交付金が新設されました。

※介護職員等ベースアップ等支援加算…2022年10月から介護職員等の処遇を改善するために新設された加算です。

※介護職員処遇改善加算と介護職員等特定処遇改善加算と介護職員等ベースアップ等支援加算が加算されます。

- ・介護職員等特定処遇改善加算が(Ⅰ)の場合…所定単位数に8.2%(5.9%+1.1%+1.2%)を乗じた単位数が加算されます。
- ・介護職員等特定処遇改善加算が(Ⅱ)の場合…所定単位数に8.0%(5.9%+1.1%+1.0%)を乗じた単位数が加算されます。

2024年6月より

介護職員処遇等改善加算（Ⅰ）	所定単位数に9.2%を乗じた単位数
介護職員処遇等改善加算（Ⅱ）	所定単位数に9.0%を乗じた単位数

※所定単位数…1ヶ月間に利用した基本サービスと加算サービスの単位数の合計です。

※介護職員処遇改善加算…介護職員の処遇を改善するために賃金改善や資質の向上等の取組みを行う事業所に認められる加算です。

2024年度の改定により介護職員処遇改善加算、介護職員等特定処遇改善加算、介護職員等ベースアップ等支援加算が介護職員処遇等改善加算に一本化されます。

※介護保険適用料金の自己負担額

- ・1ヶ月に利用されたサービスの単位数の合計（処遇改善加算等を含む）に地域区分単価を乗じた金額が介護保険サービスの利用料金で、利用者の自己負担割合に応じた金額が自己負担金になります。
- ・1ヶ月の単位数の合計に地域区分単価を乗じて計算するため、サービス毎の自己負担額を合計した場合、小数点以下の端数処理の関係で請求書の金額とは差異が生じることがあります。